サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案

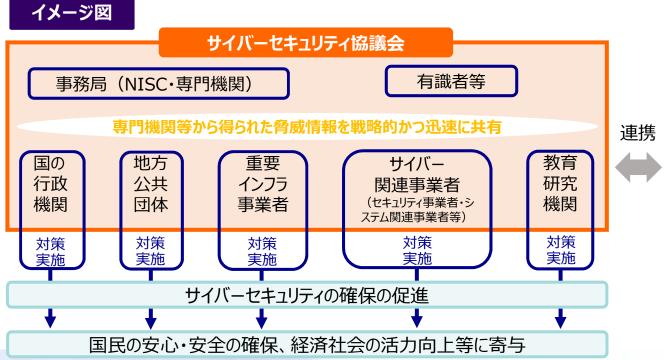


趣旨

サイバーセキュリティに対する脅威が一層深刻化する中、我が国におけるサイバーセキュリティ の確保を促進し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に万全を期すため、 官民の多様な主体が相互に連携し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に係る協議を 行うための協議会を創設する等の措置を講ずる。

概要

- 1. サイバーセキュリティ協議会の創設
- 官民の多様な主体が相互に連携して情報共有を図り、必要な対策等について協議を行う ための協議会を、サイバーセキュリティ戦略本部長等が創設する。
- 協議会の構成員(事務局: NISC、専門機関) 国の行政機関、地方公共団体、重要インフラ事業者、サイバー関連事業者、 教育研究機関、有識者 等
- 構成員の遵守事項 秘密保持、協議会への情報提供の協力
- 2. サイバーセキュリティ戦略本部による連絡調整の推進
- サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に、サイバーセキュリティに関する事象が発生した 場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務を追加する。
- 上記事務の一部を政令で定める法人に委託することができることとするとともに、当該法人 に対して秘密保持義務等を定める。
- 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 3. 施行期日



海 外 の 行 政 機 関 民 蕳 事 業者 筡